# 資 料 編

## 1. 壱岐市景観計画に係る取り組み状況

壱岐市景観計画 策定委員会	第1回 平成25年11月28日
	第2回 平成26年3月27日
	第3回 平成26年6月2日
	第4回 平成26年8月5日
	第5回 平成26年11月18日
	第6回 平成27年3月17日
	第1回 平成25年8月28日
	第2回 平成25年11月18日
	第3回 平成25年12月25日
壱岐市景観計画 策定庁内検討委員会	第4回 平成26年2月27日
宋化月内快创安县云	第5回 平成26年7月9日
	第6回 平成26年11月17日
	第7回 平成27年3月12日
	J.
壱岐市景観計画 作業担当部会	第1回 平成26年1月29日
	第2回 平成26年2月6日
	第3回 平成26年2月17日
	壱岐市議会産業建設常任委員会 概要説明 平成26年6月13日
	勝本浦まちづくり協定運営委員会 意見交換会
	平成26年7月1日
	長崎県建築士会壱岐支部理事会 概要説明 平成26年7月12日
	一十成とのギャカ・とロ 市職員(芦辺庁舎・石田庁舎) 概要説明
	平成26年7月17日
	市職員(郷ノ浦庁舎)の概要説明
8817-1448877 L- C	平成26年7月22日
関係機関等との 協議・説明会	壱岐土地改良区へ概要説明   平成26年7月22日
	一半成との中で月ととローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
	平成26年7月23日
	壱岐土地改良区·生産組合各団体 説明·意見交換会
	平成26年7月29日
	壱岐振興局総務課 協議(自然公園関連)
	<ul><li>平成26年8月26日</li><li>壱岐振興局建設・管理・農林水産部 意見交換会</li></ul>
	它吸掘興向建設・管理・展M小准部 息見父撰云   平成26年9月9日
	長崎県建設業協会壱岐支部 説明会
	平成26年11月13日

原の辻遺跡 重点景観計画区域 説明会	石田地区説明会(石田農村環境改善センター) 平成26年10月21日、10月22日 芦辺地区説明会(深江僻地保健福祉館)
	平成26年10月23日、10月24日 石田・芦辺両地区説明会(原の辻ガイダンス) 平成27年1月23日、1月24日

	勝本浦地区説明会(勝本町漁業協同組合本部)
勝本浦	平成26年10月27日
重点景観計画区域	勝本浦地区説明会(鹿ノ下自治公民館)
(候補地)	平成26年10月28日
説明会	勝本浦地区説明会(正村自治公民館)
	平成26年10月24日

<b>李岭本郑本弘面帝議</b> 会	第1回	平成26年12月18日
壱岐市都市計画審議会 	第2回	平成27年4月16日

市民意見(パブリッ ク・コメント)の募集	平成27年2月9日(月)~2月28日(土)
	アクセス数 185 件
	意見の提出の件

## 2. 策定委員会名簿

	役職	氏名	職名等
1	会長	片岡 力	長崎県美しい景観形成アドバイザー
2	副会長	中原 康壽	副市長
3	委員	真鍋 陽晃	総務部長
4	委員	山本 利文	企画振興部長
5	委員	川原 裕喜	市民部長
6	委員	斉藤 和秀	保健環境部長
7	委員	堀江 敬治	農林水産部長
8	委員	原田 憲一郎	建設部長
9	委員	長嶋立身	壱岐市観光連盟会長
10	委員	柳澤 護	壱岐市商工会長
11	委員	野見山 茂生	長崎県建築士会壱岐支部長
12	委員	赤木 英機	壱岐市農業委員会長
13	委員	米倉 勇次	教育次長
14	委員	重本 利津子	公募委員
15	委員	濱 裕子	公募委員

#### 3. 用語集 (本文中に「\*」マークのついている用語の説明)

## 【あ行】

#### ●魚つき(林)

保安林のひとつ。魚類の繁殖と保護を目的に、伐採を制限または禁止している岸近くの森林。木につく虫・微生物が水中に入ってえさとなり、また水面上に大きな影を落とし、魚類の好む暗所をつくる。

#### ●屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

#### 【か行】

## ●海食崖

海岸に迫る陸地の突出部が波の激しい浸食によって切立った崖になる。海に面したこの種の地形の総称。岩石に硬軟があれば奇形ができやすい。海食崖は海岸地域の景勝地の一要素となる。

#### ●景観協議会

景観計画区域において、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行うために設けられる機関。(景観法第15条)

#### ●景観行政団体

景観法では、地域における景観行政を担う主体として「景観行政団体」という概念を設けている。景観行政団体は、景観計画の策定など、地域の良好な景観の形成に関する事項を定めることができる。都道府県や政令市、中核市は、景観法の規定により、法制定当初から景観行政団体になり、他の市町も、知事の同意を得ることで、景観行政団体となることができる。(景観法第7条)

#### ●景観協定

区域内の住民ら全員の合意により協定を結び、良好な景観の形成についてルールを定めることができる。景観協定も自治体の許可が必要で、景観計画より細かく制限することができる。土地の所有者が変わっても、協定の内容は引き継がれる。(景観法第81条)

#### ●景観計画

景観法で規定され、都市や集落などの地域と、これらと一体となって景観を形成する地域における、良好な景観の形成にかかる総合的な計画を「景観計画」という。(景観法第8条)

#### ●景観整備機構

景観区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行う NPO 法人や公益法人等の団体で、景観行政団体から指定される団体。

景観に関する住民の取組みに関して情報提供等の支援を行ったり、所有者と協定を結び景 観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行う。(景観

#### 法第92条)

#### ●景観地区

市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区で、市町村が強制力を持って建築物の形態や規模を規制することができ、従わない場合は工事停止、是正命令、及び罰則が与えられる。

景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しなくてはならない。また、地区内で建築等を行うためには、形態意匠の制限に適合することについて、市町村長の認定を受ける必要がある。(景観法第61条)

#### ●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律(平成 17 年6月全面施行)。

都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる景観行政団体 (市町村) は景観計画を策定するものとし、住民等は景観計画の提案をすることができる。 壱岐市は平成 22 年 9 月に景観行政団体となっている。

#### 【さ行】

#### ●再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

#### ●条例

地方公共同体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって、制定する法令のこと。

## ●水源涵養林

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林。水源林。

## ●叢林

樹木が群がって生えている林。

## 【た行】

#### ●太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギーの利用の一形態。

#### ●公有水面

河・海・湖・沼その他の公共の用に供する水流・水面で、国が所有するもの。

## ●汀線

海面と陸地との境界線。なぎさの線。みぎわせん。

#### ●特定照明

夜間、一定の期間継続して建築物や工作物等の外観に対して、その形態・意匠を演出する ためにライトアップ等を行うもの。照明。(景観法施行令第4条第6項)

#### 【は行】

## ●触

壱岐独特の地名である"触(ふれ)"にまつわる由来はいくつか存在し、どの説が真なのかは 定かではない。

#### <触の由来 1>

中世の壱岐は『100 の村』に分かれていた歴史に始まり、江戸時代に『24 村 98 触』に区分された記録が残っており、この『100 の村≒98 触』の数字が近いことから、昔の村が触になったという説がある。"村"は古代において"ムレ"と読まれていた発音のなごりで"フレ=触"になったのではないかといわれている。

#### <触の由来2>

江戸時代の享保年間(1716~1734年)に藩が制定した行政区画のなごりといわれている。 藩から庄屋への"通達文書"を"お触書"と呼び、そのお触書を村に伝える役職を触役(ふれやく)と呼んでいた。その触役が担当した区域を触とした結果、その区割りが現在まで残ったという説がある。

その他にも、韓国語で集落を意味する言葉が"プルもしくはプリ"と発音することから、その影響を受けて集落の単位が"フレ"となったという説もある。また、触れられる範囲〔=協力し合える範囲〕を1単位としたことからフレ(= 触)とした結果、現在の地名になったという説もある。

## 【ま行】

## ●見附面積

建築物の外壁および屋根、工作物の外観の一つの面における垂直投影面積をいう。

#### ●マンセル表色系

アメリカの画家、・美術教育者の A.マンセルにより 1905 年に提唱された色彩の表記法。 1943 年にアメリカ光学会が視感評価実験によって修正したものが、現在のマンセル表色系の基礎となっている。色彩を定量的に表す国際的な尺度で、日本では JIS Z 8721 (三属性による色の表示方法) として規格化されている。マンセル色体系、マンセル・カラー・システム、マンセル・システムともいう。

## 【わ行】

## ●ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくため各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく 方法をいう。

#### 4. 建築物及び工作物の色彩について

一般景観計画区域と、原の辻遺跡重点景観計画区域における、建築物及び工作物に使用できる色彩の範囲は以下に示すの枠の通りです。実際に使用できるマンセル値については、色票にもとづき確認を行ってください。

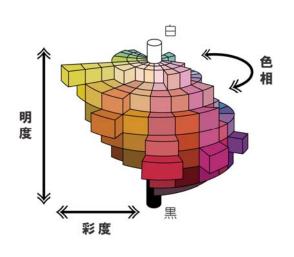
#### 口色の数値化

マンセル値	正確な色を表現するために、色の三属性(色相、明度、彩度)を記号と数値で表示。
色相	色の種類で、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)の基本5色とその中間色(黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP))の10色相がある。それぞれの色相が10等分され、1~10の番号で表示。
明度	色の明るさを表す数値で、光を100%反射する白を10、100%吸収する 黒を0とし、その間に9段階設けて表示。(数字が大きいほど白に近く、明る い。)
彩度	色の鮮やかさを表す数値で、無彩色(白、グレー、黒)をO、色味が増すに従い14程度(色相により相違)で表示。

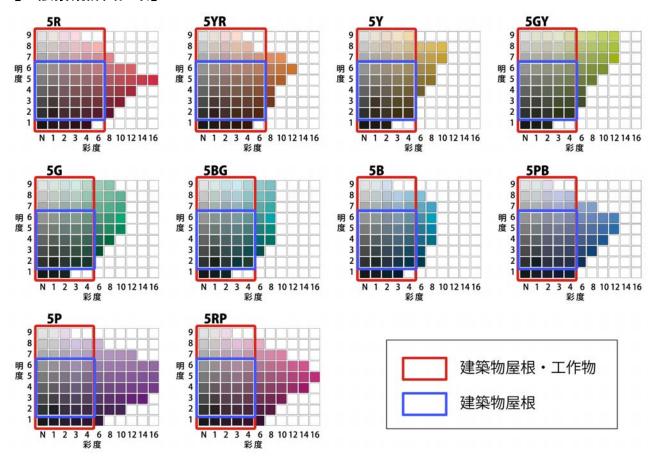
#### 【マンセル色相環】

#### 10RP 5YR 10YR 赤紫 5P • 5Y 黄赤 黄 10PB • → 10Y 青紫 黄緑 5PB • • 5GY 青緑 10B 10GY 5B 5G 10BG 10G 5BG

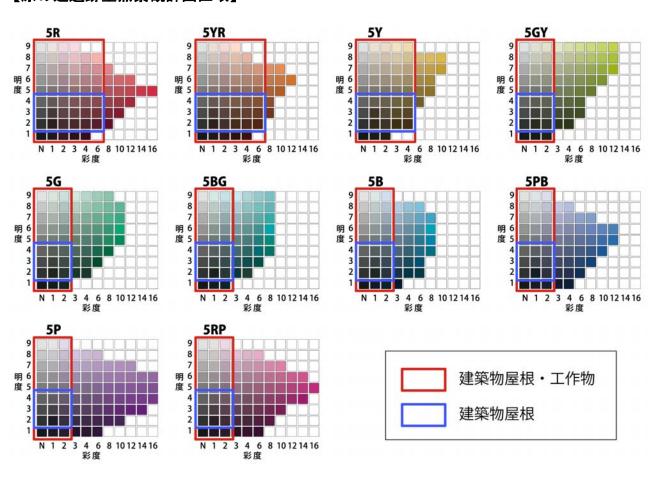
#### 【マンセル色立体】



#### 【一般景観計画区域】



## 【原の辻遺跡重点景観計画区域】



## 壱岐市



## 発行 壱岐市建設部建設課

〒811-5521 長崎県壱岐市勝本町西戸触182番地5 TEL 0920-42-1111 ホームページアドレス http://www.city.iki.nagasaki.jp